

第3回

農林水産省知的財産戦略本部専門家会議

農林水産省大臣官房企画評価課

第3回 農林水産省知的財産戦略本部専門家会議

日時：平成19年7月18日（水）

会場：農林水産省第2特別会議室

時間：15：00～17：00

議 事 次 第

1．開 会

2．挨 拶

3．議 事

（1）新委員の紹介

（2）農林水産省知的財産戦略に基づく施策の推進状況について

4．閉 会

午後3時00分 開会

松原参事官 定刻になりましたので、ただいまから第3回知的財産戦略本部専門家会議を開催させていただきます。

私、事務局を務めます大臣官房参事官松原でございます。本日はどうかよろしく願いいいたします。

まず開会に当たりまして、農林水産省知的財産戦略本部長の福井大臣政務官からごあいさつを申し上げるところではございますが、本日、所用のため欠席でございます。かわりまして吉田技術総括審議官の方が代読いたします。

吉田技術総括審議官 7月10日付で技術総括審議官を拝命いたしました吉田でございます。前職に引き続きまして、よろしく願いいいたします。

今、事務局の方からご紹介ありましたように、本来ですと、この戦略本部の本部長であります福井大臣政務官が出席いたしまして、親しくごあいさつすべきところではございますが、所用によりまして欠席いたしておりまして、私、あいさつ文を預かっておりますので、代読をさせていただきます。

農林水産省知的財産戦略本部専門家会議の第3回会合の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まずは、本日、委員各位におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。また、平素より農林水産行政に対しまして、ご理解、ご協力を賜っておりますことにつきまして、厚く御礼を申し上げます。

農林水産省では、昨年来、知的財産の力を農林水産業の国際競争力の強化と、農山漁村の活性化に活用していこうということを省の重要な施策の一つとして位置づけまして、農林水産分野の知的財産に関する施策の検討を進めてまいりました。本年3月には、農林水産省知的財産戦略本部におきまして、農林水産省知的財産戦略を策定し、これに基づきまして施策の推進を図っているところでございます。

本戦略の策定に当たりましては、2月の第2回専門家会議におきまして、委員の皆様から貴重なご意見をいただきまして、戦略内容の充実を図ることができました。重ねて御礼を申し上げます。

戦略策定から4カ月が経過いたしました。本日はその間、予定しておりました取組みの推進状況をご報告し、それぞれの専門家のお立場から施策のさらなる推進方策や改善点等につきまして、忌憚のないご意見をお聞かせいただきたく願いをいたします。

どうかよろしくお願ひ申し上げます。

松原参事官 それでは、議事に入ります前に、本日、ご出席の委員の皆様と農林水産省側の出席者を紹介させていただきます。

今回から新たにご参加いただくことになりました委員の方々もいらっしゃいますけれども、後ほど林座長の方からもご紹介いただきます。

まずは、私の方からはご出席の委員の皆さんをご紹介申し上げます。お座りのままで結構でございます。

資料に名簿が入っているかと思いますが、名簿順に申し上げます。

まず、大木委員でいらっしゃいます。

奥山委員でいらっしゃいます。

名簿では金子委員が入っていますが、本日ご欠席でございます。

佐々木委員でいらっしゃいます。

澁澤委員でいらっしゃいます。

高橋委員でいらっしゃいます。

土肥委員でいらっしゃいます。

名簿では滑川委員が入っていますが、本日ご欠席でございます。

ちょっと名簿、ざっと飛びますけれども、名簿でいいますと、野村委員になりますけれども、本日ご欠席ということで、代理で農政部次長の長井様がお見えになっています。

座長をお務めいただいております林先生でいらっしゃいます。

樋口委員でいらっしゃいます。

福良委員でいらっしゃいます。

前嶋委員でいらっしゃいます。

名簿では松川委員になっていますけれども、本日ご欠席でございます。

渡邊委員でいらっしゃいます。

以上が、本日ご参加いただいております委員の皆様でございます。

続きまして、農林水産省側の出席者を紹介いたします。

まず、先ほど代読あいさつ申し上げました吉田技術総括審議官です。

大臣官房国際部山下審議官でいらっしゃいます。

総合食料局次長中尾次長でございます。

生産局佐々木審議官でございます。

農村振興局齋藤企画部長です。

農林水産技術会議事務局新井先端産業技術研究課長です。

水産庁重増殖推進部長です。

大臣官房企画評価課長末松課長です。

私、大臣官房参事官松原でございます。事務局を務めます。よろしくお願いいたします。

それでは、ここから座ってさせていただきます。

資料の確認をさせていただきます。

まず、封筒に入った資料1 - 1というのが、右上に入ったものがございます。これは後ほどご説明いただく、日本弁理士会の資料でございます。奥山委員からご説明いただくこととなっております。

その次が資料1 - 2でございます。福岡県からご提出のあった資料でございます。

以上が委員からご提出のあった資料ですが、その下に資料2 - 1というのが入っているかと思えます。横組みのものでございます。その下に資料2 - 2というのが入っております。これも事務局からの提出資料です。その下に参考資料1、2、3と3種類入っておりますかと思えます。

資料は以上でございます。資料の不足等ありましたらお知らせいただけますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、専門家会議の取り扱いについて、紹介させていただきます。

本専門家会議につきましては、提出資料も含めましてすべて公開とさせていただきます。また、前回同様でございますが、会議終了後は議事録を作成いたしまして、皆様にご確認をいただいた上で公開いたしたいと思えますので、ご承知おきいただきたいと思えます。

なお、農林水産省におきましては、省エネルギーの観点から冷房温度を高目に設定して、。軽装を励行しております。そのため、私ども参加者軽装でございますけれども、あらかじめお断り申し上げます。委員の皆様におかれましても、適宜上着等おとりいただいて、涼しい姿でご議論していただければと存じます。

それでは、これ以降の議事進行につきましては、林座長にお願いいたしたいと思えます。

林座長、よろしくお願いいたします。

林座長 承知いたしました。

それでは、お手元にございます第3回専門家会議の議事次第に従って進めてまいりたいと思います。

先ほど事務局からもお話ありましたように、本日の会議には新しい委員の方が参加されております。名簿をごらんいただきたいと思います。

上から2番目の奥山尚一委員。日本弁理士会の副会長、ごあいさつをいただけますか。5分間でお話しただけということですが、どうぞよろしくお願いいたします。

奥山委員 今、ご紹介いただきました日本弁理士会副会長の奥山尚一と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ちょっとだけお時間いただきまして、日本弁理士会の活動についてお話しさせていただきます。

お手元の封筒の中の資料のうちの、日本弁理士会会員の分布状況というのがございしますが、現在、弁理士会の会員、弁理士として仕事をするためにはこの日本弁理士会に属していなければいけないわけですが、会員が7,264名ということになっております。男が88%で、女性が11%少しというような分布になっております。

次のページを見ていただきますと、裏側を見ていただきますと、メンバーの分布状況がございまして、やはり東京、大阪、名古屋に偏在しておりますが、これまでいろいろ努力を重ねてまいりまして、各県少なくとも1名ということで、現在は多くの県で、少なくとも2名から5名程度弁理士がいて、地方の企業の方、大学の方にも弁理士が容易に利用していただけるようにというふうに努力しております。

この「弁理士Info」というパンフレット、青い表紙のものですが、これに弁理士会の大まかな構成が書いてございます。

7ページ、8ページを見ていただきますと、弁理士は、産業財産権、工業所有権というふうにいっていたんですが、最近では産業財産権といおうというふうになっておりまして、それを含む知的財産権制度の一翼を担うということで活動しております。

伝統的には特許庁さんへの代理業務が主だったわけですが、現在では著作権とか、これも文科省さんの所管ですが、あるいは模倣対策、あるいは税関での取り締まりについても弁理士の活躍の場が広がっております。

ページを見ていただきますと、9ページ、10ページなんですが、伝統的な特許、商標、

意匠の出願業務のほかにも、例えば開発の際にも、あるいは商品を新しく出す際にも弁理士の知見が利用できるのではないかと、いろいろな活動しております。侵害訴訟についても特別な資格があるものは訴訟代理人となれるように4年ほど前からなっております。あと、調停とか仲裁、それからライセンス、先ほど申し上げました税関での水際対策にも弁理士は関与できるようになっております。

次に、普通のコピーの紙を見ていただきますと、日本弁理士会、平成19年度事業計画というのがございます。本年度の弁理士会の執行役員会としましては、こういうことを中心に活動していこうということで、5つの基本方針を設けております。

1つは、本来の業務ですね。特許出願とか商標の出願の業務について、会員全体のレベルアップを図るとというのが1つなんですけど、もう一つは、先ほど申し上げましたような税関とか、あるいはきょうもこの農林水産省さんの委員会に参加させていただくというのも、やはり我々の守備範囲を広げていこうという趣旨でございます。

そのほかに2番としましては、社会貢献活動をより広く展開するというので、地域へのサポート。ただ単に東京、大阪で仕事をしているのではなくて、各地方のブランド戦略、あるいは大学の活動をサポートしていこうという活動を続けております。

その次に、19年度の日本弁理士会の地域知財活動計画というのがございまして、図の方を見ていただくとわかると思うんですが、全国各地の地方自治体との支援協定というのも結んでおりますし、現在、日本弁理士会には9個の支部が日本全国にございます。それと、東京の本部が連携して地域への活動のサポートを行う。あるいはキャラバン隊というのを結成しておりますして、それが各地へ出向いていろいろな講演とか、劇団もあるんですけども、小学校も含めて中学校、高校、大学でも講演とか授業のサポートをさせていただいております。

それをまとめましたのが、この冊子になりますけれども、日本弁理士会キャラバン隊活動の活動報告、2006年の活動をまとめたものです。大体500ぐらいのイベントに弁理士会が協力して、自主的にやっているものもありますし、ほかの団体さんがやっているものに協力するというものもございます。

こんなのが私どもの活動内容でございます。

1点だけお願いがございまして、これは弁理士、今、お話ししましたように、その活動範囲を広げようということで、それで種苗法につきましても品種登録の代理手続というのを現実にもうやっているんですが、それを弁理士法にきちんと書いてある標榜業務

にしたいというふうに考えておりました、現在、特許庁さんあるいは経産省に働きかけております。したがって、また農林水産省さんにもご協力いただくことがあるかもしれませんので、その際にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

お時間いただきまして、どうもありがとうございました。

林座長 どうもありがとうございました。

ただいま奥山委員から、日本弁理士会は会員を 7,264 名擁しておられるとご紹介いただきました。大変多くの会員を擁しておられる日本弁理士会の活動についてご紹介いただきましたが、この機会に何かご質問あるいはご意見ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、もし後でまたございましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、新しい委員でおられます日本貿易振興機構（JETRO）の在外企業支援・知的財産部長の福良俊郎さんにお願ひしたいと思ひます。名簿の下から 4 番目ですが、ごあいさついただければと思ひます。

福良委員 ただいまご紹介にあずかりましたJETROの福良と申します。

在外企業支援・知的財産部という極めて長い名前の部の部長をしております。在外企業支援・知的財産部は、この4月の組織改革で新しく生まれた部で、従来から知的財産関係の仕事をしていたセクションと、既に海外にお出になっているいろいろオペレーションをおやりになる上でお困りになっている企業さんをお助けする、そういった意味で在外企業支援といっていますが、セクションの2つを合わせて1つの部にしたということでございます。

JETROは、特許庁さん、経済産業省さん、それから特定分野については文化庁さんなどからご支援をいただきまして、知的財産保護に関する2つの業界団体の事務局を務めております。1つは国際知的財産保護フォーラム、IIPPFFといっておりますが、ホンダの前会長でいらっしゃる宗国さんを座長といたしまして、海外における日本の知財保護についての、いわゆるアンブレラ機関という形で活動しております。ご承知のとおり知財問題という話になりますと、特に模倣品対策では中国が主たる相手国ということになりますので、毎年中国にミッションを派遣して、いろいろ要請をすると同時に、中国における取り締まりがきちっと実施されるように、そのために日本側としてもこういう協力ができるということ申し出る、「協力と要請」という形で、中国の関係当局、16機関ぐらいございますが、協議をしております。

もう一つ、映画ですとか、音楽ですとか、ゲームソフトといったコンテンツ分野で、海外における海賊版対策事業を実施する団体、CODA（コンテンツ海外流通促進機構）と
いておりますけども、の事務局を担当しております。

農林水産品の知財については、日常的に非常に関係が深いというわけではございませんが、先ほどもちょっとご案内いたしました訪中ミッションでは農林水産省さんや関係
の業界団体・企業さんとも協力し、例えば農業部とか国家林業局とも協議をおこなって
おります。

この機会にいろいろ勉強させていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願
いします。どうもありがとうございました。

林座長 ありがとうございます。

3人目の新任の委員の野村さんはきょう欠席でございますが、代理の長井さんが福岡
県農産物権利侵害対応マニュアルという資料を用意しておられますので、簡単にご紹介
いただけますでしょうか。

野村委員（代理長井委員） 今、ご紹介いただきました福岡県の農政部の次長、長井
でございます。

本来でありますれば野村部長の方が、4月からかわりましたので、出席させていただ
くところでございますけれども、公務によりまして出席できませんので、かわりに資料
の方で県の取組みについてご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

資料の1 - 2でございます。福岡県の農産物権利侵害対応マニュアルという資料で
ございます。

福岡県につきましては、平成15年3月から農産物の知財戦略を構築いたしまして、知
的財産の取得と、それから権利の保護と両面にわたります、ここに、事業名に書いて
ございますけども、県の農業総合試験場の中に福岡県農産物知的財産権センターとい
うのを設けまして、そこが中心となって活動しているところでございます。

福岡県、18年度の取組みでありますけれども、ここにございますように、国内外での
県の育成品種への権利侵害に対しまして、迅速かつ適正に対応できるように一連の手
順を示したマニュアルというものを作成したところでございます。

具体的な内容は、このところにあります、違法の輸入農産物に対する対応であり
ますとか、それから本県の育成品種が県外で無断栽培された場合、あるいはそうした他
県の育成品種が県内で無断栽培された場合ですとか、こうしたそれぞれの場合分けをし

まして、その問題の発生したときの手続なり対応フローというふうなものを作成いたしました。また、具体的な権利侵害の対応を記載しているところでございます。

こうしたものを、このフロー図、ちょっと見にくくて申しわけございませんけれども、左の一番下のところに農産物知財権保護ネットワークというのがございますけれども、これは福岡県が呼びかけまして、32の道府県にネットワークというものをつくっておりますけれども、こうしたその32の道府県の方にもこの対応マニュアルの方を情報提供させていただきまして、それぞれ情報共有して対応を、権利侵害があった場合への対応というのを的確にやっていこうというような形で取り組んでいるところでございます。

簡単でありますけれども、以上でございます。

林座長 ありがとうございます。

これで第1の議題、新委員の紹介を終わらせていただきたいと思います。

第2の議題は、先ほど吉田技術総括審議官からもお話がありましたように、本年の3月に農林水産省の知的財産戦略本部が農林水産省の知的財産戦略を策定いたしました。現在、これに基づいて施策の推進が図られているところでございますので、本日、事務局からこの進行状況、推進状況についてご報告いただいた後、委員の皆様から忌憚のないご意見をいただくということにしたいと思います。

それでは、恐れ入りますけれども、事務局からご報告いただきます。

松原参事官 それでは、私の方からご説明申し上げます。

お手元の資料の2-1と2-2をお取り出しいただけますでしょうか。

本年3月に、参考資料1の「農林水産省知的財産戦略」を策定いたしました後、約4カ月経過したところでございます。その知的財産戦略の決定に合わせまして、参考資料2でございますが、知財戦略工程表というのを同時につくっておりまして、この中で計画的にとり進めていくということにしております。

その項目につきまして、主たる推進状況を整理いたしましたのが資料の2-1でございます。その資料の2-1の各事項につきまして、個別に詳しく記したものが資料の2-2でございます。

本日は、時間の関係上、特に前回の専門家会議、これは2月に戦略の策定に当たりまして開催いたしました。いろいろご意見をちょうだいしたところでございますけれども、この中で特にご意見をいただいた事項についての措置状況を中心に、資料2-2から抜粋いたしながら、これまでの取組みをご報告申し上げたいというふうに思っております。

それでは、資料 2 - 2 で付せんがいろいろ張ってあるかと思えますけども、それに基づきまして、担当の局長の方からご説明を申し上げたいと思います。

それでは、まず最初の付せんが張ってありますのが、農林水産知財ネットワークの構築でございます。これにつきまして、技術会議事務局の方からご報告申し上げます。

技術会議事務局 技術会議事務局先端産業技術研究課長の新井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料 2 - 1 の最初のページの赤いところ、農林水産知財ネットワークの構築について、これまでの取組み状況について簡単にご説明を申し上げます。

農林水産知的財産ネットワークの構築につきましては、農林水産あるいは食品分野の知的財産の活用を促進するために各種の取組みを実施してまいっているところであります。

まず、知的財産の創造側であります試験研究機関ですとか、あるいは具体的に言いますと農学系の大学の知財本部、あるいは承認 T L O、あるいは都道府県など約 100 機関にアンケート調査を実施して、意見や要望を聞いたところでございます。

そのアンケート調査の内容について簡単に申し上げますと、知的財産を創造し、売り込むサイドの意見といたしましては、知的財産権の導入によります成功事例などの提示が十分でないということ。それから、少ない専門家を補完し合うような人的ネットワークが必要である。知財の専門家がそれぞれの機関に、必ずしも十分に体制が整えられているわけではないということがありますので、それぞれが持ちます能力を融通し合うような仕組みが必要なのではないかということが言われております。

それから 3 番目に、特許情報をそのまま提示するのではなくて、端から見てもわかりやすい情報提供の仕方、こういったものの工夫が必要なのではないかといったことが言われているところでございます。

一方、ユーザー側の方でいいますと、外部の研究成果をライセンスインしたいけれども、情報がなかなか探しにくいということ。それから、農林水産分野で利用しやすい情報提供してほしいということ。あるいは、シンポジウムなどイベントだけでなく、常時見られる情報提供が必要だということ。そういった意見が出ているところでございまして、特に技術情報を見たくてもなかなか簡単に一覧できるものがなくて、業界紙などが頼みの綱だといったような意見も出ているところでございます。

これらを踏まえまして、来年度、20 年度の正式稼働を目指しまして、本年度は暫定事

務局を農林水産大臣認定TLOであります財団法人の農林水産技術情報協会に設置いたしまして、情報提供の窓口となるポータルサイトを準備しているところでございまして、7月中にはそのポータルサイトをオープンしたいというふうに考えているところでございます。

また、各種イベントの場などを利用いたしまして、きょう同封しておるところだと思いますが、農林水産分野の知的財産の活用に向けた新たな方策、これを先ほどのアンケート調査とあわせて大学等にお配りしているところでありますけれども、こういったものを配りながら、さまざまなルートを活用しながら農林水産知的財産ネットワークの参画を呼びかけますとともに、秋ごろをめどに、この参画に応じていただきました方々の間で人的ネットワークを立ち上げまして、シンポジウム、講演会などを開催する予定としているところでございます。

私の方からは以上でございます。

松原参事官 続きまして、2つ目の付せんが張っております技術・ノウハウ等知的財産に関する指針の作成のページをお開けいただけますでしょうか。こちらにつきましては、私、知的財産戦略チームの方からご説明を申し上げます。

まず、3月に決定いたしました知的財産戦略におきましては、農業者、都道府県の普及指導員、農協の営農指導員等が活用できます農業の現場における技術・ノウハウ等の知的財産取扱指針、知財取扱指針と略称いたしますけれども、この策定に向けて進めるということが決まっておったところでございます。これに基づきまして、現在、省内で検討を我々の方で進めているところでございます。

これまでの取組事項、2つ目の白丸でございますけれども、6月26日には外部専門家によりまして検討会を開催いたしました。この中でこの指針の策定の考え方なり指針に盛り込むべき内容の部分について意見を伺ったところでございます。

2の課題でございますけれども、まずは今のような外部専門家の意見等を踏まえまして、この指針というのを早急に取りまとめる必要があるというふうに考えております。2つ目の白丸でございますが、取りまとめた後の先の話ではございますけれども、このものにつきましては、当面、農業分野全般を想定して策定するとしておりますが、これだけではなくて、例えば林業なり水産業の各分野、あるいは農業の中でもいろんな形態がございます。こういった分野につきましても、私どものつくりました全般のものを参考にさせていただきながらつくっていただくことを期待しつつ、さらに我々といたしまし

ても、当面、特許権とか実用新案権を想定してつくりますけれども、さらにより広く、同じく知的財産権であります育成者権なり商標権等も対象とした幅広い知財取扱指針に改定していくということを検討する必要があるというふうに考えております。

今後の予定でございますけれども、本日の専門家会議でのご意見、あるいは先ほどの検討会に關係していただいております外部専門家の方々のご意見等を踏まえまして、今月中には指針を策定したいというふうに考えています。

さらに、この指針につきましては、活用していただければあまり意味がございませんので、策定した後はプレスリリースなり、あるいはホームページの掲載、さらには都道府県や關係団体等の關係者に対する配布によりまして、普及・意識啓発に努めてまいりたいというふうに思っております。

次のページ、ちょっとめくっていただければと思いますけれども、本日、骨子というものをご紹介しております。これは後ほどまた、いろいろとご意見を賜りたいというふうに思いますけれども、簡単に内容をご説明しておきたいと思っております。

まず1の「はじめに」というところですが、1つ目の白丸の、2つ目のポツでございますけれども、まずこの指針につきましては、農林水産省、役所がこういうふうに皆さんしなさいと言う性格づけのものではございませんで、知的財産をどのように取り扱うかといいますのは、知的財産の所有者の皆さんが、自身の農業経営の観点から決定するという位置づけにしております。本指針はそのための参考としていただくということを強調しているところでございます。

ここにちょっと写真で、農業分野の技術・ノウハウの例を掲げてございますが、我々といたしましては、現場のいろいろな技術・ノウハウというものにつきましても、権利化でできるというものはいろいろあるのではないかとこのように考えております。こういったものをいかに使っていくかという視点でこの指針を取りまとめたいというふうに考えております。

ちょっと下の方に目を移していただきますと、2で技術・ノウハウ取り扱いの現状の説明、あるいは3の方でなぜ認識する必要があるのかということを書いた後に、4でございますけれども、技術・ノウハウを知的財産として活用しようという呼びかけをしております。ちょっと右の8ページの方に目を移していただければと思いますが、技術・ノウハウというのを知的財産として取り扱うことによりまして、活用と保護は容易になるということを強調したいというふうに考えております。

実際、その活用する方法といたしましては3つありまして、1つは技術・ノウハウを自ら使って生産し、収穫物を販売するという方法。次に、技術・ノウハウをほかの人に任せまして、その使用料を徴収するという方法が2つ目。さらに、技術・ノウハウを使う権利そのものを売ってしまう、譲ってしまうという方法が3つ目。このいずれかが恐らく知的財産の活用の方法ではないかというふうに思っております。これにつきましては、どれがいいというわけではなくて、農業者自身の経営戦略なり販売戦略に照らし合わせてどの方法をとるか考えることが必要であるとしております。

さらに、技術・ノウハウを使用する範囲をどう考えるか。例えば開発者が個人で使うか、あるいはある程度限定された地域なりグループで使うのかというのもよくよく考えながら進めていかなければいけない、というふうにしております。

5の方では、技術・ノウハウを知的財産として保護・活用するためにはどのような手段を用いるのかということを書いています。ここが一番大切なところだというふうに考えておりますが、手段としては3つ、権利化する方法・手段、秘匿する手段、公開するという手段、この3つが考えられるかと思えます。

権利化するといえますのは、特許権、または実用新案権を取得するというもの。秘匿するといえますのは、開発者個人なり限られた地域・グループで利用すべく管理するというもの。公開するというのは、学会などで発表する、あるいは刊行物に掲載する、だれにでも無償で教えるというものだろうと思えます。

ただ、留意すべきは、これはあくまでも手段であります。例えば権利化するということが自体は目的ではございませんで、手段の選択をした後、どのように活用していくかを戦略的に見通して選択することが必要であるというふうに訴えたいというふうに思っております。

いずれにしても、これはきちんと文章にしなければいけないのではないかと。見て伝えるというわけではなくて、きちんと技術・ノウハウを文書化することは、この権利化なり秘匿なり公開ということにつながるのではないかという認識を示しております。

恐らく最も大切だと思えますのが、本指針を知的財産を持つ農業者の方々の判断の助けにするということでございますので、各手段を選択するに際しての着眼点は何か、ということでございます。すなわち、どのような場合にどの手段を選択するのがいいのかということの手がかりをここで充実して書きたいというふうに思っております。これは

恐らく大切なんだろうというふうに思っております。

6はちょっと省略いたしますけども、最後に7として相談・支援体制ということを書いております。やはり専門家、特許庁の事業で行っています特許流通アドバイザーでありますとか、あるいは先ほど奥山委員からご紹介がありました弁理士の先生方、こういった方々のアドバイスを得ることが重要であるというふうに考えております。

知的財産取扱指針の骨子、考え方については以上でございますけれども、こういったことをさらに肉づけいたしまして、今月中に表のようにいたしまして、取扱指針というものを作成したいというふうに、取りまとめたいというふうに考えております。

私の方の、指針の作成につきましては以上でございます。

引き続きまして、私の方から9ページ、お開けいただけますでしょうか。

普及啓発・人材育成というところでございます。

3月決定の知的財産戦略におきましては、知的財産に係る指導的人材を3年間で1,000人程度育成するという目標を掲げております。なかなか大変な目標でございますが、この目標の達成に向けまして活動を進めているというご報告をしたいと思っております。

1つ目の丸でございますけれども、まず立ち上がりの4月から5月にかけて、まずは身内からというふうに思いまして、農林水産省あるいは都道府県の職員等を対象といたしました地方ブロック説明会というのを開催いたしました。全国7農政局プラス北海道と沖縄において、全国9カ所で私ども知的財産戦略チームの職員が出向きまして、まず私どもの身内の方からきちんと固めるということをやった上で、さらに独立行政法人の研究機関を農林水産省は所管しておりますので、その知財担当者の方々、あるいはその研究者の方々、こういった方を対象といたしまして説明会を3回開催した、というのがまず1つ目でございます。

次のステップといたしまして、2つ目の丸でございますが、都道府県の普及指導員や農林水の各分野の普及指導員あるいはJAの営農指導員、こういったの方々、つまり指導的人材を育成するという観点から、今年度におきましてはこの下の1から4の研修を企画しておりまして、順次実施しておりますところでございます。

例えば でございますけれども、昨日からスタートいたしましたけれども、農業普及指導員を対象といたしました知的財産専門研修というのを全国4カ所で開催するということにしております。

3つ目の丸でございますが、さらに、例えば今申し上げました普及指導員の活動、知財

に関する活動を支援するという観点から、相談窓口を今月中に開設するべく準備を進めているところでございます。

2の課題でございますが、先ほど申し上げましたとおり、3年間で1,000人程度育成するという目標を掲げております。これを達成するために、知的財産に係ります研修等の内容の充実を図るということと、いずれにしても関係者の皆さんに積極的に参加していただかないといけませんので、この働きかけを進めてまいりたいというふうに思っております。

今後の予定でございますけれども、今、申し上げました課題を踏まえまして、研修内容の充実、関係者のさらなる参加を働きかけるということに加えまして、さらに地域や企業等におきます中堅指導者を対象といたしました農林水産分野の知的財産テキストというのを事業実施団体に作成をさせております。これを関係者に幅広く配布したいということでございます。

さらに、今後の予定の3つ目の丸でございますけれども、普及指導員の国家資格試験に育成者権なり商標権を中心とした知的財産に関する項目を導入したいというふうに考えておりまして、現在、検討しておると、結論を得たいというふうに考えております。

以上が普及啓発・人材育成でございます。

3つ目で、申しわけありません。14ページの方に付せんが張っております。

こちらでは、ちょっとうって変わりました地域ブランドの成功事例の収集・分析・活用ということでございます。

地域ブランドにつきましては、我が国の農林水産品あるいは地域商品、こういったものをいかに強みを持ってやっていくかということについて、極めて重要な取り組みだというふうに認識しておる旨が知的財産戦略に書かれております。私どもといたしましては、こういった戦略に沿いまして、まずは農林水産省のホームページに地域財産・地域ブランド情報というコーナーを設けました。5月上旬にきちんと設けたところでございます。この中で地域ブランドの事例とか、地域ブランドの関連支援策とか、地域ブランド関連制度、こういった情報を集約して提供しているところでございます。

さらに、既存の地域ブランド事例調査報告、いろいろな観点から行われているところでございますけれども、こういったものを収集いたしまして、整理して、現段階ではその整理したものをホームページに載せておるというところでございます。

ちょっと次のページをごらんいただけますでしょうか。

これが農林水産省のホームページの中にございます知的財産・地域ブランド情報のコーナーになります。例えば、きょう参考資料でご紹介しております「農林水産省知的財産戦略」につきましても、PDFファイルでクリックすれば開くようになっておりますし、あるいは、ちょっと下の方に農林水産省知的財産戦略本部というものがございます。これをクリックしていただきますと本部の開催概要、あるいはこの専門家会議の開催概要なり、あるいは資料等がこちらのコーナーに載っておる、つまり、このコーナーを見れば農林水産省の知的財産に関する取組みというのが一覧的にわかるようにしております。

その下の方にさらに目を移していただきますと、米印で地域ブランド関係情報というコーナーがあるかと思えます。これをクリックしていただくと、その16ページのところに飛ぶようになっております。この中で、先ほど紹介いたしました支援策などが載っておりますが、一番下の地域ブランドの事例というところをさらにクリックしていただきますと、現段階では、ちょっと次のまた17ページでございますけれども、農林水産省ほか関係省庁でいろんな報告書が出されております。これを1回集めてみようと思ひまして、こういうふうに目次的に載せておるところでございます。各省の取組みというのをそれぞれの立場から分析したものが出ております。

14ページに戻っていただきますと、こういった取組みに加えまして、さらにその水産物の地域ブランドの成功事例に関する調査結果についても公表に向けて、今、準備を進めているというところでございます。

2の課題でございますけれども、こういったホームページのさらなる充実を図るということと、知的財産戦略の中では、優良事例集をつくるということが書かれております。ただ、これは何をもちってそもそも成功したと言えるのか、なぜそういう成功に至ったかというのを明らかにする必要があるというふうに考えております。

3の今後の予定でございますけれども、こういった考え方を踏まえまして、その優良事例の選定基準の考え方を我々の方で整理したいということでございますのと、いろんな追加調査が必要かというふうに思っております。それを踏まえまして、成功のポイントがわかるような優良事例集を作成するということとしております。また、水産物の地域ブランドにつきましては、18年度調査による成功事例集を取りまとめ、19年度に調査を実施するというようにしております。

これらの事例集を農林水産省のホームページに掲載するというによりまして、P

R、関係者の意識啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

地域ブランドの成功事例の収集・分析・活用については以上でございます。

その次でございますが、26 ページに付せんが張ってあるかと思えます。

海外日本食レストラン推奨に対する取組みでございます。これにつきましては担当部の方からご説明いたします。

よろしく申し上げます。

総合食料局 総合食料局でございますけれども、26 ページの海外日本食レストラン推奨に対する取組みについてご説明をいたします。

次の27 ページにこれまでの経緯、それから今後の取組みについてまとめておりますので、これをごらんいただきたいと思います。

まず、左上のところでございますけれども、国内の食品産業のマーケットというのは飽和状態でございますが、一方で海外におきまして、日本食につきましては高い評価を得るに至っております、日本食を提供する店が外国で2万店以上あるというふうに言われております。その中で、日本食の看板を掲げているけれども、日本食とは呼べない料理を提供するような店も出てきているというようなことで、平成18年11月、海外日本食レストランの推奨有識者会議というものを設置をいたしました。ここで日本食レストランの推奨のあり方について、3回ほど会議を行いまして、ことしの3月に提言をまとめていただきました。

提言の概要は右のところに、黄色いところにまとめておりますけれども、公的な規制をするというような認証ということではなくて、民間が主体となって日本食のレストランをお勧めしようという意味での推奨計画とすると。民間が主体となる取組みにつきまして、行政としては情報提供等の支援を行っていくというような形で進めていこうということになったわけでございます。

これを受けまして、下の主要スケジュールのところでございますけれども、平成19年7月と書いてございますけれども、これは実は本日18日でございますけれども、この推奨計画の取組みを行う民間組織、名前は日本食レストラン海外普及推進機構という名前でございますけれども、これを設立をするということで、実は、この後4時から設立のための総会を開こうということになっております。NPOとしての認証を受けて活動をしていくというふうになっております。この組織の設立のことも相談しながら、海外日本食レストランに係る現地調査でありますとか、料理をする方への講習会などを順次行

っていききたいと考えております。また、今年度じゅうに一部の地域において具体的な推奨を行っていききたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

松原参事官 それでは、最後の事項になりましたが、31 ページでございます。東アジア植物品種保護フォーラム構想の具体化という事項でございます。

こちらの方につきましては生産局の方からご説明申し上げます。

生産局 生産局審議官佐々木でございます。よろしくお願いたします。

私からは東アジア植物品種保護フォーラムについてお話をさせていただきます。

まず、このフォーラム構想の背景でございますが、最近、我が国の登録品種が中国あるいは韓国などに持ち出されまして、無断で増殖の上、あるいは我が国に逆輸入される等権利侵害の事例が顕在化しております。このために、中国に対しまして官民合同ミッションを派遣し、保護対象植物の拡大等各国の制度の充実強化を求めているところでございます。

また、さらに我が国と結びつきの強いアジア各国におきまして、UPOVというのは、植物新品種の保護に関する国際条約というものがございまして、このUPOV加盟国は中国、韓国、シンガポール、それからベトナムの4カ国のみでございまして、東アジア地域におきましては品種保護制度は十分とは言えない状況にあります。こうしたことから、今後、このような国々に対して、制度整備に向けた積極的な働きかけが必要になっていると考えております。

この背景から、東アジア地域におきます国際的に調和した植物品種保護制度の整備充実を進めるための技術協力あるいは人材育成、それから審査、登録業務の共同化等の多様な協力活動の展開を図ることを目的としまして、東アジア植物品種保護フォーラムを進めることといたしております。これは農林水産省の知的財産戦略、それから政府の「知的財産推進計画 2007」等にも盛り込まれて準備を進めているところでございます。

32 ページの絵に、ポンチ絵がかいてありますのが東アジア植物品種保護フォーラムの設置と提唱の内容でございます。目標としては、一番左に書いてございますように、アジア域内の農林水産業、食品産業の交流の一層の拡大による共通利益の追求というものを目的としまして、知財保護に基づく各国における新品種育成の振興等々、お互いに利益のある整備を進めていききたいということでございまして、東アジア植物品種保護フォーラムを設置することを提唱いたします。

その想定される活動が、右側の中ほどにございます。 制度・運営能力の向上として植物品種保護に関するワークショップの開催、あるいは人材育成、能力向上のための専門家の研修会への参加等々、人材関係。

真ん中、 でございますが、審査・登録業務の合理化としてテストガイドライン、栽培試験方法の調和、あるいは栽培試験結果の交換など行っていければというふうに考えております。

また、3番としては権利行使のための取組みとして、侵害事例やそれに対する対応についての情報交換、あるいは日本が最も得意としております品種識別のためのDNA分析技術の開発への技術協力などが想定されると考えております。

これまでの取組みが31ページに書いてございますが、1番ですね。6月の25、26日に開催されました日中農業科学技術交流グループにおきまして、中国の農業部あるいは林業局に協力を要請しております。UPOVとの共催によるアジア地域技術会合等におきまして、各国担当者に趣旨を説明してきております。こうしたこちらの働きかけに関して、中国、韓国及びASEAN各国等に対しての働きかけ、これに対してはおおむね前向きな反応が得られていると考えています。

今後の予定でございますが、本年10月に開催されますASEAN+3農業大臣会合におきまして、このフォーラムの我が国からの正式な提唱、これをすることに向けて、さらに意見交換を進めて各国の理解と賛同を得られるように進めていくようなところでございます。

以上です。

松原参事官 事務局からの報告は以上でございます。

林座長 どうもありがとうございました。

それでは、残りの時間を論議、ご質問あるいはご意見等お伺いするということにしたいと思いますが、たくさんの事例の中から、今、6項目についてご報告いただきましたので、まずこの6項目を順番にご質問あるいはご意見をいただいた後、最後に全体通じてまたご意見いただきたいと思います。

最初は農林水産知財ネットワーク構築についてのご報告でしたが、いかがでしょうか。何かご意見、ご質問ございませんか。

澁澤委員、どうぞ。

澁澤委員 農水省以外に大学関係とか、あるいは地域、各県とかの関係で取組みはど

うなっているのか、もしよろしかったらお聞きしたいんですけども。

技術会議事務局 先ほどご説明申し上げましたように、大学あるいは県に対しまして案内を差し出しているところがございます。ただ、今後、さまざまな場をかりまして、内容についてご紹介するとともに、こちらの方からも積極的に大学あるいは県に出向いて参画を呼びかけていきたいというふうに思っています。

澁澤委員 ありがとうございます。

特に知的財産権の中で特許とか工業所有権の考え方と、育成者権との間の関係、あるいはそれらを統一的に扱っていくにはどうしたらいいかというのをぜひ研究してくださいということを積極的に投げただけであればありがたいと思います。私は大学サイドから応援したいと思います。

林座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

特になければ、また後からおっしゃっていただいても結構ですので、次の方に移りたいと思います。

続きまして、農業現場における技術・ノウハウ等の知的財産取扱指針の作成と啓発、また人材育成等、これ、まとめてご報告いただきましたので、これをまたまとめてご議論いただきたいと思います。いかがでしょうか。ご質問あるいはご意見ございますでしょうか。

どうぞ、渡邊委員。

渡邊委員 7ページの写真ですけれども、ここにはカボチャのアーチ栽培が載っていますが、こういう形の栽培というのは、実は昔からヘチマでやられたりヒョウタンでやられたり、ずっと何百年も続いている技術なんですね。それをカボチャに応用したということであって、それが特許の対象になっているということに、栽培農家はだれも気がついていないんじゃないかなというふうに思います。

そういう意味で、この技術・ノウハウの特許というのは非常に難しいと思います。いろいろな特許をとることを推進されるのは大変結構なんですけど、一方で、特許についての弱者というのがあるわけございまして、そういう人たちが、ある日突然、特許料を払えなんて言われると困ってしまう。そのときに駆け込み寺というか、相談の窓口というか、そういうのを設置した上で推進していただいた方がよろしいんじゃないかという

気がいたします。

林座長 ただいまのご意見は普遍的に起こりそうな事例についてのご意見ですが、何かこれについてお答えいただけますか。

松原参事官 事務局の方からお答えいたします。

渡邊委員ご指摘の点は十分に気をつけなければいけないことだと思います。これは農業の分野に限らず、既に一般の工業分野でもおっしゃるような、いわば治験的に行われていると思っていたものが、実は特許をとって、悪い意味で言うと、悪意を持ってやるということも幾つか起こっているというふうに私も十分承知をしておりますので、そういった例への対応というのを、これは先行している工業分野の話たくさんございますので、いろいろと専門家の先生方のご意見も承りながら対応を万全期していきたいというふうに思っております。

林座長 ありがとうございます。

これに近い話としましては、例えば今、中山間地域でイノシシ、シカの被害が本当にひどくなってきていますが、岡山では簡単に設置できるシシ垣を開発しております。私も見せていただきましたが、非常によくできたものを開発されているんですけども、恐らくこれに近いものは各地で用いられているのではないかと推測しました。7ページに示されているヘチマのようにカボチャも吊るして育てるというのは各地で試みている人がいるかもしれません。その場合には特許侵害には当たらないけれど、この装置を買い求めて、カボチャ栽培を始めようという人は当然ながら装置一式を買い求めるときに特許料を支払っていることになると思いますか、そういう考えでいいのでしょうか。

つまり、シシ垣なんかは昔から我が国は石を積んだりいろいろやってきたわけですけども、新しく開発されたシシ垣の方が確かに便利で非常に経済的な形で作られていますので、そのものを買い求めたいときには、買った瞬間に特許料を払っていることになりませんが、自分で勝手にシシ垣をつくってやるのは、これは特許侵害に当たらないというふうに考えていいのでしょうか？つまり、この知的財産というのはどこまでが侵害に当たって、どこが侵害に当たらないのかというのは、個別いろいろあると思いますが、おおむね何か装置を伴っているときには、この装置を買うときに特許料を支払うことによって、この新しい装置をつくられた方に対して一定のインセンティブといいますか、経費を払うということになっていると考えていいのでしょうか。

どうぞ。これは奥山委員からお話をお聞きしたいと思います。

奥山委員 基本的には農業をやられる方が事業としてやる行為はすべて特許侵害になる可能性がある。ですから、この特許請求の範囲というのはございまして、そこに書いてあることをすべて実施すると、それは農家の方が個人でやっても侵害になります。

それで、特許法、もちろんもう 100 年ぐらいある制度でして、こういう弊害というのは後から、大したことない発明なのに特許をとってしまって、他人を制限しようというような問題は、もうずっと昔からある問題でして、それに対応する仕組みというのは、当然、できております。問題としては、それをやるのにお金がかかってしまうということはあるんですけども、制度的にはそういう弊害を弱めるようなものも幾つか、ここでも先使用权とか書いていただいていますけれども、始めから使ってる人はそれをそのまま継続して使ってもオーケーとか、そういうことはいろいろございますので、先ほど渡邊委員の方からお話があったような、そういう相談窓口とか、あるいは弁理士などに言っていただければうまい解決策があるんだろうと思います。

逆の面としましては、やはりそういう特許をとることでいろいろ協力ができる。だから、1つの会社が全部できないことでも、何社か特許を持つことによって、共同で持つことによって、プロジェクトで製品がうまく流通するとか、そういうようなメリットは確かにあって、それでこそ特許制度というのがここまで発達してきたわけで、そういうふうに積極的に考えていただければ、いろいろ農業の分野でも使い道があるんじゃないかというふうに考えています。

林座長 どうぞ。

土肥委員 林座長がお尋ねになったのは、権利者からこういう装置を買った者がそれを設置してこういう栽培方法をやっても、それはその方に既にお金を払っているんだから、もうそれでいいんじゃないかと、こういう趣旨ですね。

奥山委員おっしゃった、そのところについてお答えになっていなかったんですけども、ほかのところでおっしゃってるのはそのとおりなんですけども、座長がおっしゃったのはそのとおりです。法律には書いていないんですけども、日本の最高裁判決で B B S 判決というのがあって、権利者が自分で特許品を販売したり、マーケットに置いた場合には、その後、幾ら業としてそれを譲渡しようと、あるいは業としてそれをこういう農業栽培に使用しようと、権利は消尽するというふうになっておりますので、第三者がこういう製品をつくれれば、もちろん奥山委員おっしゃったとおりなんですけれども、権利者が特許品を販売してしまった場合、それを購入したものはもう既に権利消尽していま

すので、権利がもう持ち尽くされてしまって目的を達成して消えていますので、それは一向に構わないということになります。

それから、渡邊委員がおっしゃったところのお話は、従来からこういうのはあるんじゃないかと。何でカボチャだったらとれるんだと、こういうこともあるんだらうと思うんですけども、恐らく1つは、私は特許庁の審査官でないのでわかりませんが、ビジネスモデルとか、コンピュータープログラム絡みになったときに問題になったんですけども、当時なぜこれが特許になるんだということがあったんですね。それは日本の特許法は、審査官の側が拒絶理由を見つけて、拒絶理由がなければ登録をしなければいけないという法構造になっていますので、拒絶理由を特許庁が例えば持っているかということなんですよね、こういうものに。持っておれば、ピンポイントで当たればもちろんそれはそれを理由に拒絶しますけれども、他の産業分野に比べると、農業分野については、もしかしたら少し持っていないということはあるのかもしれないですね。

だから、場合によっては、私が見ると、カボチャは重いものですから、ヘチマとか、そういったものとは少し違うと思うんですけども、これだけからはよくわかりませんが、もし仮に先行技術からするとそんなに大したことはない、ということであれば、それはもちろん、せっかく登録されても無効ということにはなりません。いずれにしても、ここでは従来農業においてこういう技術というかノウハウというものが、どちらかと言えば、こういう特許のような形で、あるいは紙の上に目に見えるような形で、可視化の形で書かれたり、あるいは目に見えるような形で例えばノートがつくられたり、あるいは目に見えるような形で共有されたりすることがなかった領域なので、それをつくっていきこうというのがこのガイドラインの考え方だろうと思います。

だけど、そこで一つ注文をつけておきますと、要するに今の7ページ、8ページのガイドラインの書き方からすると、文書化という場合に、例えば作業量とか、要するに、これは企業ではごく常識なんですけれども、農作業の場合どうなのかということなんですよね。そういう作業ノートみたいなものを毎日つけると。そして、発明というのは、これはある課題を解決する手段ですから、どういう技術的な課題が、農作業上技術的課題があるのか。どういう技術的課題を解決するために具体的手段がどのようにとられたのか。そして、その具体的手段がとられた結果、どういう効率・効果が上がったのか。それによって、副作用として、また新しいどういう課題が出たのか。そういう具体的に例を示していただいた方が、なれていない農業関係者の方にとってはわかりやすいかな

というのが意見です。

どうも長くなりました。

林座長 どうもありがとうございました。

農業者の方にどういう指導の仕方を、どういうお伝えの仕方をしたらいいのかについて分かり易くご説明いただきました。確かに農業者は知的財産権に慣れていない方が多いと思われまますので、作業ノートをつけるというのは良いご意見と思います。

大木委員、どうぞ。

大木委員 8ページの7番のところに、専門家の相談・支援体制にどんなものがあるかということで、先ほど奥山委員からも弁理士の活動状況がいろいろとご説明いただきましたけれども、農業に関しては、例えば弁理士さんでも得意分野がそれぞれありまして、科学とか、いろいろあるはずですよ。そうしますと、この農業生産の部分の活性化というところですけど、農業に関してはそういう人が少ないのではないかと思うんですね、素人的に。

それともう一つは、地域によって見つけるのも大変だろうということのをちょっと考えられるんですけども、こういうところをどうするのかということと、それから特許をとるとするのは、大変費用がかかるというのを聞いていますけど、こういう点とかは、こういうものをつくる時にどんなふうに対策として考えていらっしゃるのかなというのをちょっとお聞きしたいんです。

林座長 まず事務局と、それから奥山委員からもここはご意見いただけますか。

松原参事官 まず事務局の方からお答えします。

後ほど奥山委員からもご紹介いただけたと思いますが、私どもの認識といたしましては、弁理士会の方でもかなり農業についての意識を持っていらっしゃる方々がかなりいらっしゃる。私も何人か存じ上げておりますし、きょう随行者でお見えになってる小川弁理士も、実はかなり農業分野にお詳しい方だというふうに承知しておりますけれども、そういった方々にぜひご活躍いただきたいと思います。ただ、恐らく地域によって偏在、先ほど奥山委員からも紹介しましたが、都市部に偏っているきらいはどうしてもございますが、そういったことをどういうふうに補っていくかということにつきまして、また私どもの相談体制、相談の体制というのはどう組み立てていくかということにつきましては、課題だというふうに受けとめております。この相談体制の中で、行政がどう受けるか、普及指導員の方々を含め行政がどう受けるか。あるいは国の組織がどう受け

るか。あるいはその専門的な話を例えば弁理士の先生方や、あるいは発明協会等もいろいろと活動していらっしゃる。そういう方にどうつないでいくかという、やはり絵姿を描くことは課題だというふうに認識しております。

費用の点につきましては、これも奥山委員の方からまたご紹介いただければと思います。若干ご紹介いたしますと、減免制度というのがございます。そういったものも場合によっては活用できる場面もあろうかと思っておりますので、そういったものを含めまして、どういうふうにやっていくかということも、当然、セットで考えていく必要があると思っておりますので、大木委員のご指摘を踏まえまして、さらに深めていきたいと思っております。

林座長 それでは、奥山委員。

奥山委員 ちょうど今、中小企業の振興ということが非常に大きなテーマになっておりまして、知財の分野でもですね。中小企業庁と、それから特許庁が協力して、現在、知財駆け込み寺というのをつくって、商工会議所なんかに窓口を設けて、そこに行けば専門家を紹介してもらえという仕組みをつくって、そういう動きができつつあります。

恐らく同じようなことを農協とか、そういう各地の農業局のようなところでも考えていただければ、弁理士を紹介するとか、あるいはそのほかの専門家を紹介するということがスムーズにできるんだらうなというふうに思います。

費用についてなんですけれども、具体的な数字を言ってしまうと、特許出願1個して、大体35万円から50万円ぐらい。審査請求というのを特許庁に出してしなきゃいけないんですけれども、その費用が大体20万円ぐらいというのが前提になる数字です。これについて、今、これも特許庁の中小企業対策なんですけれども、支援ということである一定の条件を満たした中小企業については半額にするとか、あるいは特許の調査というのがあるわけですね。その発明が新しいかどうか調べる。それも無料でやるとか、そういう施策をやっておりますので、そういったものをご紹介いただければ、恐らく農業関係のそれほど大きくない会社の方々、あるいは農家の方々もうまく利用していただけるんじゃないかというふうに思います。

林座長 ありがとうございます。

樋口委員、どうぞ。

樋口委員 先ほどの権利化するか秘匿するかというお話なんですけれども、それは企業の知財部の感覚で申し上げますと、これはやはり侵害発見が容易であるかどうかとい

うのが一つの基準になると思うんですよね。新品種でありますと、これはもうコピーや不法に持ち出したものであれば、これは遺伝子を調べればすぐわかります。ですから、新品種や遺伝子に関しては当然、権利化していかなければならないものだと思うんですけれども、それとまた別途複雑な農業機械ですね。そういう農業機械のようなものは権利保護の対象になると思いますが、今のカボチャのような話というのは、ちょっとした創意工夫ですよね。これを権利化しても侵害発見できるかどうかというのは、隠れたハウスの中でこの仕組みを使って作っていけばわからないわけですよね、あてをつけて踏み込むようなことをしないと。ということからしますと、ご自身あるいは仲間うちでお使いになる分であれば、これはもうノウハウとしてちゃんと、先ほど土肥先生が言われたように、作業ノートか何かにきっちりと記載した上で、文書化した上で、ご自信の先使用の権利を確保して、お使いになるという方が、私はいいのかなという気がします。

林座長 渡邊委員、どうぞ。

渡邊委員 また戻って恐縮ですが、このカボチャの仕立て方は、栽培技術の一つとして、刷り物にして配られると考えられます。その時に、そこに特許に該当するようなものが載っていれば、特許侵害ということになるので、防衛的な意味合いを込めてやっているんだろうと推測されます。こういう栽培は、本当にいろんなもので、キュウリでもスイカでももちろんやっています。ですから、私どもは品種ができたときに、その栽培方法として、いろんな技術・ノウハウ的なことを栽培マニュアルに書くわけですが、そのときにその中にひょっとして特許侵害に相当するものが出てきたときには困るなと危惧しております。この間も同業者と話し合った際、無駄を省くためにもそうした技術について特許をとる必要があるのかどうかを判断するとともに、特許権者とその特許技術の利用者両方の相談に乗ってくれる相談窓口をつくっていただく方がよろしいのではないかと意見が一致したところです。

林座長 先ほどのお話にありましたけれども、相談窓口、そういう点も含めて機能させていただきたいというご要望がありました。

それともう一つ、この防衛的な特許と同時に、ずっとカボチャなんて重いものを空中で栽培したら、それを食べてみたいという宣伝効果を兼ねた特許申請もあってもよいかもしれません。この方の意図は知りませんが、そういう特許をとって私はカボチャを栽培しているんだという、販売戦略の一環としても有意義ではないかと私は思います。つまり、いろんな動機で特許といたしますか、知的財産を考えられる方がいて、決して悪く

ない。それはそれでその方がとられたらいいんだと思うんですが、しかし、現実的には先ほど樋口委員がおっしゃったような対応策が、非常に現実的な対応策のような気もいたしますので、ぜひご検討いただきたいというふうに思います。

それでは、いかがでしょうか。もしご意見がなければ、次の地域ブランド成功事例に移りたいと思います。これの収集・分析・活用の取組みについてはいかがでしょうか。

どうぞ、澁澤委員。

澁澤委員 地域ブランドというのは非常に名前がいいので、だれでも取組みやすいような気がするんですが、地域とは何かとか、あるいはブランドとは何かとか、具体的に作り上げていこうかなと思ったときに、いろいろ難しい問題にぶつかります。ここで優良事例を挙げられているますけど、地域丸ごと頑張ったようなものもありますし、一部の食品会社などがたまたま代表としてそれを取り組んだものもある。

多様な地域ブランドの取組みが活発になるのは大いに結構なんですけど、農林水産省として、農業の活性化なり、農林水産業を機軸とした地域の資源の活用や産業振興という何か一つ、統一的な考え方というものを提案していただいた方がいいんじゃないかと思うんです。

経済産業省の中小企業庁も似たような地域ブランドの取組みもありますし、いろんなところでの取組みがありますので、そのあたりで差別化なり、農水省の考え方というのを一つ明確に打ち出すというのは重要かと思います。

そういう意味では、予算も含めて、例えば農林水産省の地域ブランド関係を一つにまとめて、プレゼンスを見える形にしていくというようなことも重要です。

これはコメントでございます。

林座長 ありがとうございます。

コメントについて何か特にありますか。よろしいですか。

それじゃ吉田技術総括審議官から。

吉田技術総括審議官 地域ですとか、ブランドですとか、恐らくがっちり定義するというのは、かなり難しいと思いますが、今、澁澤委員がおっしゃられましたように、農林水産省として、やはり全国的に統一感というか、そういったものを示す必要も一方ではあると思いますので、こういう、今、ここにお示ししています事例というのは、これは単にその候補的なものをずらっと挙げただけで、これだけ見ていますととてもブランドになっていないものも幾つもありますし、個人の取組みというようなものもあります。

そういった中で、これを精査をして、恐らくブランドとして出して恥ずかしくないだろうというようなものを事例として出しつつ、そういう中で統一的な地域ブランドというのはこんなものかなというイメージを明示していきたいというふうに思っています。

林座長 どうぞ、土肥委員。

土肥委員 質問なんですけれども、16 ページの農水省のホームページの中に地域ブランド関係情報というのがありますよね。ここでアスタリスクがついているところの2つ目なんですけれども、3 ポツの地域ブランド認証制度というのと地域団体商標制度というのが2つあるわけなんですけれども、地域団体商標制度というのは、商標法の中にあるものだと思うんですけれども、地域ブランド認証制度について、これを説明していただけますか。

松原参事官 4 番の地域団体商標制度の方に載っておりますのは、先生ご指摘のとおり、特許庁の地域団体商標のところへ飛ぶようになっております。3 番の方の地域ブランド認証制度につきましては、実は農林水産省の予算事業、民間団体の取組みを支援するという観点で、例えば食品産業センターで実施しております本場の本物とか、そういったものを紹介するようなページになっております。

土肥委員 私思ったのは、地域ブランドという特許庁のものは商標ということでつくっているわけですから、商標なもんですから、だれがそれをつくっているのかと。つまり、商品あるいはサービスの出所を基本的に示すという目的でできているわけです。

もう一つは、商品の品質とか社会的な評価、その他の特性がその地域に由来するという、いわゆる G I とか、地理的表示と言われるものがあるわけなんですけれども、そういうようなものを意識して、この3 ポツのところをおつくりになったというわけではないわけですか。

なければなくてもいいんですけれども、実は、地域ブランドで重要なのは、出所を表示するよりも品質とか社会的評価、あるいはその商品の特性がその地域に由来するという、その側面が非常に重要なわけで、地域団体商標制度が団体商標制度の一種としてできたというのは、ある種、結果として不幸だったかなとも思うんですけれども、本来的に言うと、商品の品質特性、社会的評価というものとブランドがつながっているというのは、多分より美しいスマートな制度になるんじゃないかなと思うんですね。

しかし、ともかく地域団体商標制度ができたもんですから、これは育てていくしかないと思います。そうすると、やはり農水省あたりがこういう品質特性、社会的評価、そ

ういったようなものをプラスアルファしてもらって、地域団体商標制度というものが真に受け入れられるというか、制度として日本の中で確立していくということが望ましいと思いますので、できましたらこの中に書いてあるところに、そういう側面を取り込む形で成功に導いていただきたい、こういうふうをお願いをしたいと思います。

林座長 ありがとうございます。

どうぞそういう方向でよろしく願いいたします。

ほかに地域ブランド成功事例についてのご意見、ご質問ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

そういたしましたら、続きましてのご報告は5番目、海外日本食レストラン推奨に関する取組みに対するご意見、ご質問はいかがでしょうか。

それでは、高橋委員、どうぞ。

高橋委員 私は実はこの3月9日から21日までクマクライサオ先生と、それからイシゲナオミチ先生と私3人でニューヨークの方の日本料理レストランの視察という形で行ってまいりまして、20店舗ほど、毎日日本食ばかり食べてまいりました。それも上はマサとか、メルとか、ノブとか、座れば5万円というようなお店から、下は札幌ラーメン、焼き鳥、それから立ち食いそば、そういうところまでいろいろ回ってまいりました。

それで、出る前にクマクラ先生の方から向こうに各レストラン、そのレストランを選んだというのは、いろんなところから情報を集めて、その多かった順に行ってきたわけですけれども、その最初にクマクラ先生の方から各レストランに、オーナーにお目にかかりたい、また調理長、シェフにお目にかかりたい。そしていろんなお話を伺って、厨房も見せていただきたいということで行ってきましたんですが、実は、こちらにもありました日本食レストランの推奨計画ですか、認定制度、あれの問題がちょうどいろいろ取りざたされていたときでございまして、それとは何か関係あるのかということでありまして、いや、それは全く関係なしに我々は個人的に行くということで、もしそういうことがあれば、それはお断りするということで、はっきりどの店にもそう言われまして、それは全く関係ございませんのでということで参りました。

そして、行ってまいりました。本当に全くフュージョンの、これは日本料理とは到底言えへんやろというようなもんから、やや日本料理を一生懸命守って、しかし現地の人には日本料理を普通にやっていたら全く食べられないもんなんで非常に味が濃かったり、辛みを、ぴりっとしたもの、ペペロンチーノみたいなものを使ったり、いろんなことで

辛みを出したりとかいうふうなことでありますけれども、いろいろシェフとかオーナーのお話を聞いていましたら、やはりお国柄、それは日本料理が今、ブームとはいいいながら、これは日本料理と言えへんやろというようなものが出回ってもしようがないなという、そういうお国柄だということがよくわかりまして、余り日本料理的な日本料理にこだわる必要はないなということが思いましたんです。

とにかくお話をいろいろ聞いている中で、いわゆる流通関係というものが非常に問題になっていまして、特に野菜類が非常に少のうございまして、欲しい野菜がなかなか手に入らない。海産物などは高いお店というか、高級なお店は築地から来るということですね。そうでない一般的なところはなかなかそれを使い切るわけにはいきませんので、地元のものである。そうすると、ニュージャージーとかカリフォルニアとか、何かいろいろあちこちおっしゃっていましたが、そういう中で野菜をつくっているところで種類をつくっていただけない。そういうところが非常に問題で、食材を手に入れるのがまず一番大変やということでお話を聞いてまいりましたんです。

流通関係に関して、農水省の方にもっとお願いをしていただきたいというふうなことが、非常にあちこちのお店からそういうことを聞きましたので、その点でどういうふうになるのかわかりませんが、可能な限りで流通関係で、また野菜のことですから非常に難しいことがあるかと思っておりますけれども。

それと人材関係が非常に難しいということでした。どこのレストランに行っても、日本人の料理人はおられるんですけども、数が少のうて現地の人をたくさん雇わないかん。そうすると、何かメキシカンなんかですと、非常に荒っぽいとかいうことで困っていられた。そういう生産の面と人の問題というのが一番大きい問題でございましたので、その辺のところ、流通の関係でどういうふうになるのか、お願いしたいと思います。

総合食料局 ご指摘の点につきまして、実は有識者会議でも同じような問題意識が出ておまして、例えば食材につきまして、日本食を特徴づけるような食材が、日本食レストランの急増に対して十分に供給されていないという状況もあります。それから、使用したくても、例えば検疫問題、それから制度的な理由で輸入できないとか、あるいは値段が高価過ぎて使用できないとか、そういった課題があるというふうに認識をしております。このような点につきましては、農林水産物の輸出促進対策との兼ね合いの中で、そういった問題を一つ一つ解決をしていく必要があるだろうと。

それから、人の問題につきましても、日本食の調理に係る例えば講習会でありますとか、それに従う講師の派遣であるとか、そういったことをやっていくシステムをどうつくっていくか。日本食の調理技術を普及させるための教材をどうするか。例えば海外の調理人の方が日本に来て、日本の料亭に住み込んで研修をするワーキングホリデーのようなことが何かできないだろうかとか、それから日本の調理人が海外で働くためのビザでありますとか、滞在でありますとか、そういったいろいろな問題があるということが実は指摘をされております。

こういった問題につきましても、関係国との間でいろいろ協議をしていくべき課題であるとか、それから我が国の方でのいろいろな支援策をどう展開していくかというような課題があると思っております。本日、この推奨制度を行う民間組織が立ち上げの段階に至りましたので、具体的にどういうところでこの取組みを行っていくかというふうなことも踏まえながら、政府としての対応できる事柄は何なのかというふうなことを検討してまいりたいと思っております。

高橋委員 それからもう一つ、お酒に関してなんですが、例えばノブさんのようなところだと、あちらの佐渡の方のあるお酒屋さん、そこ1軒ですべてを賄っていられるということで、特殊なんですけれども、そのほかのお店に関しては、地酒をすごくたくさん置いていられるんですね。実は、クマクラ先生も私もお酒が飲めないもんですから、飲んでなかったんですけど、イシゲ先生が非常にお好きなもので、いろんなお酒を注文されるんですが、どこのお店に行っても京都のお酒がなかったんです。京都は一応酒どころやと思っているわけなんですけれども、京都のお酒が全然ないというので、私らはがっかりしたんですけれども、それを向こうの人に聞いてみますと、やはり流通関係で、仕入れ業者の関係ということをおっしゃっていましたが、そういうことが何か変なことになっていました。

それともう一つお聞きしたかったのは、先ほどおっしゃってました日本食レストラン海外普及推進機構設立総会ですか、その会議、きょう4時から行われているということなんですが、実は京都からもアカデミーの理事長と、それから理事と2人が出席しております、きょう4時からその設立総会があるということで、私は別個に来たわけです。こういうものは同じ省内にあって、別個に行われなければならないものなんですか、それがちょっと。何か向こうも農水省ですね。何か方針が違うのかもしれませんが、それぞれが別個に同じ省内で似たようなことかもしれませんが、それとも違う

ことかもしれませんけども、その辺のところ一つにならないものかという何か疑問があるんですけども。

総合食料局 まず、今のご質問の方からお答えいたしますと、本日設立をしようとしている日本食レストラン海外普及推進機構の担当も、私の方でやっております、別に別のところでやっているわけではないんですが、こちらの方はあくまで民間の方々が主体になって組織をつくるということで、発起人の方々、今、ご指摘のありましたような方も入っておられるかもしれませんけども、たくさんの方々が参加をして、実はたまたま今日、それが同じタイミングでありますので、そちらの方は実は別の者が今、対応しておると思いますが、これも農林水産省の総合食料局の方で、もちろん対応している仕事でございます。

今日のこの場はあくまで知的財産の話でございますので、そのような動きをご紹介をするということでございます。別のところが担当していて、ばらばらにやっていることではございません。

それから、日本酒の話、ちょっと具体的な事例につきましては、私ども承知しておるわけではないんですが、例えば日本食レストラン海外普及推進機構の発起人の中にも酒造関係の方なども入っておられますので、そういうお酒の関係のこともこの組織の中でいろいろ話し合われることになるのではないかと思います。

林座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

大木委員、どうぞ。

大木委員 今、高橋委員からお話がありましたけど、日本料理屋をいろいろ見に行っていて、こだわる必要はないという、やはりむしろ流通の面でというのは、私もそう思うんですね。そして、ここの2の課題のところにもう農水省としては支援していくことが必要だ。民間組織の取組みをすることが必要だというふうにもうたっておりますけれども、むしろかなり反対の人が多かったわけですから、その反対者にどう説得するかということも課題じゃないかと思っているんですね。そこのところをやらないと、これでは知的財産といって、果たして日本がこれを本当に必要かどうか、そこからもう一回やってもらいたいと思います。できるだけ、お酒にしる、野菜にしる、それは日本のものをどんどんこういうものがあるという紹介、むしろそれに力を入れて、その後のことだろうと思ってるんですね。ですから、そこのところをきちんとやってほしいという

こと。

もう一つは提言のところで、ここに行政は情報提供などの側面的な支援にとどめるといふようにここにありますよね、海外レストランの。これはその次のページ、27 ページですか。提言ありますね。これは費用は出さない、こういうふうに解釈してよろしいんでしょうか。

林座長 27 ページですね。

大木委員 ありますよね。提言の概要のところで。これは情報提供、側面的な支援にとどめるといふようにきちんと書いてあるんですが、こういうことは費用は出さないですよといふふうに解釈してもよろしいんでしょうか。

総合食料局 まず、いろいろなご意見があったというのは事実でございます、有識者会議でいろいろ議論をしたというのも、これはやはりいろいろ賛否両論ございましたので、そういういろいろな意見を出していただいて、そこで検討していこうということで行ったわけでございます。その中で、いわゆる提言の概要にもございますように、行政が中心となって公的な規制をするというようなイメージでいくと、規制的なものだという風に受けとめられますので、実際にはいろんな形での対応、柔軟な日本料理が提供されていると、今、高橋委員からもお話もありましたけれども、余り一つの型にはめた形で行政が規制をしていくという形にはならないように、民間が中心となって、それから推奨という形でいいものをお勧めすると、こういう形で進めていこうということに基本的なスキームをしたわけでございます。

行政の立場ではございますけれども、例えば現地の情報を取り寄せて提供するとか、そういったこともございますが、今回、私どもの方で予定をしております措置の中には、この民間団体に対する助成といふふうなこともあるわけでございます。それで、これまで私どもも日本の農林水産物の海外への輸出促進ということで、いろいろな展示、商談会でありますとか、それから店舗に物を出すとか、そういった取組みをしてきたわけでございますが、そのような形での取組みというのは拠点が限られると。数としては非常に限られたものになりますので、海外で日本食を提供するレストランがあるのであれば、これを活用するということによって、より幅広い日本食のPRということができるだろうということで、このような措置を講じたということでございます。

林座長 よろしいでしょうか。

大木委員 わかりました。

幅広くするんだったら、やはり先ほど高橋委員が言われたように、流通をもっと力を入れる、そこに力点を置くことであって、これを知的財産のこのところに入れるというのは、何かちょっと腑に落ちないような、納得しがたいものがあります。

総合食料局 一応、知的財産といったときに、この会議での議論というのが、いわゆる権利として、例えば特許でありますとか、種苗法に基づく種苗の登録であるとか、そういった権利として保護されるもののほかに、もう少し幅広くいろいろな人間の創造的活動の中で評価があるものと、そういったものも対象にしていこうということでございますので、その一環として、今回の日本食レストランの推奨というものも、これは高橋委員からのご指摘もございまして、位置づけをしたというふうなことでございますけども、先ほど来議論がありますように、例えば食材の調達であるとか、そういったことにつきましても非常に課題があるということは、実は先ほど私どもの有識者会議でもご指摘を受けたところであるということでもありますので、我々行政の側からすると、そういった課題を解決していくということも重要な課題だと思っております。

ご指摘ごもっともでございますので、先ほども申しましたけれども、この日本食レストラン推奨についての取組みというのは、また具体的な民間組織の活動が進む中で我々として対応すべきことをしっかり検討していきたいと思っております。

林座長 どうもありがとうございました。

それでは、このことについて、またほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、最後6番目のご報告でしたが、東アジア植物新品種保護フォーラム構想という構想についてご説明いただきました。この件について、何かご質問、ご意見ありませんでしょうか。

どうぞ、奥山委員。

奥山委員 特許の分野ではハーモナイゼーション、制度調和というのが大分進んでおりますが、私自身も品種登録のお手伝いしたこともございまして、その品種登録の分野での制度調和というのは余り進んでいないなという印象を持ちました。

この東アジア諸国品種保護フォーラムということで、東アジアでの日本の優位性を保つためにも、こういう努力というのは非常にすばらしいというふうに思います。やはり特許の一つの、ある意味制度として標準になると、それが強みになると。何を言っているのかというと、工業製品ですと標準化というのがございまして、その標準化の中でリ

ーダーシップをとった国がやはり優位というのは原点にあるわけですね。特許制度もある意味同じようなものでして、やはり日本がリーダーシップをとって品種保護のリーダー、標準をつくっていくというのは、非常に意義があると思います。

品種登録の場合、やはり栽培試験というのがございまして、各地でやらなきゃいけないわけですが、そういったものの試験結果の相互承認とか、国際出願とか、そういうことも検討されていらっしゃるようで、非常に心強いと思った次第です。

林座長 ありがとうございます。

大変積極的なご意見をいただきました。

ほかに何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは全般、この6項目だけじゃなくて、今日いただきました資料の2 - 2には随分たくさんの施策が盛り込まれておりますが、残り時間短くなっておりますけど、もし何か、ほかのことも含めて、ご意見あるいはご質問いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

大木委員、どうぞ。

大木委員 5ページのところに、前にご説明おっしゃったかと思う。5ページのところで、リエゾンオフィスというの、これはどういうことですか。ちょっと意味がわからないので教えてください。

技術会議事務局 お答えいたします。

研究機関と民間の方々の間をつなぐ役ということで、つくばの研究機関、地方にありますような機関にあったのではなかなか接点がないということで、東京の方にそういう施設を置こうというものでございます。

大木委員 ありがとうございます。

これを見て、フランス語と何か……。それで、何か辞書を見ても語学、用語とかなんとか書いてある。どういうことを言うのかなと思うことから、やはりこれは幅広く皆さんに知っていただくという意味では、やはり日本語をもう少し使っていたきたいなと。結構これは片仮名多いんですね。ですから、皆さんにわかる、もちろん当然と思っていらっしゃるでしょうけど、辞書にもないような言葉というのは、やはりもう少し考えて工夫をした表現をしていただけたらと思います。

林座長 貴重なご意見、ありがとうございます。

これは農林水産省だけじゃなくて、大学もこの言葉を頻発してしまっていて、ほとんどの大学というか、大きな大学はこのリエゾンオフィスをつくっているんです。だけど、これに代わる日本語を明示している大学は、私の知る限りありませんので、福沢諭吉がやったように日本語できちんと説明できるよう私たちも心がけたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

ほかに何かご意見、ご質問ありませんでしょうか。

どうぞ、前嶋委員。

前嶋委員 普及啓発・人材育成の欄のところなんですが、指導員を3年間で1,000名育成するということをございますけども、実際のところ、農業の現場は零細な農業者でほとんどが構成されている。一定の生産単位というのは農協単位で行われている。もちろん農業法人等の単位もあるわけですが、全国的に見れば、やはりまだまだ零細だと。そういう状況では、この普及啓発・人材育成では、どういうものが知財権にあたるのか、創造、活用、保護、そういうものについての少し丁寧な進め方が必要ではないかなと考えてございます。

指針の方の作成の中でも、篤農家が自分で技術を持ってやっているのもありますが、そこら辺をどういうふうに認知していくのかというのは、相当ふなれな行為というのが実態だろうと思っています。先進的なDNA鑑定から始まる技術、または種苗の育成等、相当現場と技術の先端部分が乖離している状態にあるのかなと思っています。知財権の認識等を進めるのは大変結構なことだと思いますから、少し丁寧な進め方が必要かなと。具体的にはどこで言えばいいのかちょっとわかりませんが、人材育成かなという、また普及啓発かなと思いましたが申し上げました。

林座長 貴重なご意見、どうもありがとうございました。

確かに5年前に農林水産省でこの知的財産戦略本部が設置されることを予想された方は余りおられないのではないかなと思います。私も予想していませんでした。そういう意味では、不慣れというご指摘はそのとおりで、適宜これからの施策にきめ細やかな配慮をいただきたいというふうに思います。他に、どうぞ。

澁澤委員 全般というよりお願いなんです。農業機械が一つの象徴なんですけど、農業を支えるためのいろんな技術があります。この農業機械は国産の技術と海外から輸入されたものもあります。そういう技術の国産の比重といいますか、あるいは自前で開発して普及する能力がどのくらいあるのか、専門の研究所もありますので、そのハード、

ソフトも含めて国産の知的財産の比重をもしお調べになって、チャンスがあったら紹介をお願いしたいなと思います。これはお願いです。

林座長 それでは、もしできましたら次回でも、そういう資料があればお出しいただきたいと思います。

吉田技術総括審議官 今のはこういうふうに理解してよろしいでしょうか。農業機械の分野を1つの事例にして、その技術開発の分野で国産技術でしている部分と、それから海外から輸入した技術といいますか、その比率というか、そういうものを一度示したらどうか、というご提案だと。

澁澤委員 そのとおりです。1つの事例、例えばトラクターがありまして、作業機械がある。それで、それぞれは独自に技術開発特許ありますが、この2つをくっつけて、うまくトラクターが作業機をコントロールするというソフトを、このどこかのところがとってしまったら、日本の企業だってそれを使うというか、ソフトを利用しないと使えないですね。こういうような特許戦略が今、進行していますので、1つの事例としてお調べいただいたらありがたいと思います。

林座長 佐々木委員は何かご発言ありますか。

佐々木委員 前回同様最後になってしまってすみません。

疑問に思っていた部分が9ページの、やはり3年間で1,000人程度の指導的人材をとるところが、果たして本当にどこまで指導できる人材を育成できるのかなということがすごく疑問に思われます。それに対するスケジュールを見ますと、セミナーを開催とか、どこどこでセミナー開催ということを積み重ねるだけであって、本当に指導できる人かどこまで見えるかということ、先ほど前嶋さん言われたように、本当に先端で何十年培ってされてきた技術というものを、3年間でそういう人たちを指導できる人たちができるかということ、そこはちょっと違うように思いますので、どこまでの内容のことを指導できる方たちを育成されるのかというのはちょっと目に見えないところかなと僕は素人なりに感じました。

それと、一番最後の6番目の植物のことで、僕は本当は専門的なことなので質問しなくてはいけないと思ったんですけども、この4カ国がUPOVに加盟したということですけれども、本当に植物で違法なことをされているのは中国から輸入のが多いと思いますので、それは本当に表立った団体だけであって、本当にやみの輸入される菊であるとかカーネーションというのは、どこまで食いとめられるのかというのはすごく期待され

るところであるかもしれません。

実際、日本でも、日本の市場の流動であっても、例えば北海道の農協から来るものじゃない、農協には加盟しないんだと。オリジナル、独自のものでうちはやるんだと言われているものが名古屋に市場に出回って、それの方が人気は高いです。だから、農協で競りに出るものが果たしていいかという、そうじゃないものも実際、僕たちは目にして、手にします。だから、その辺が本当にいいものってどっちなんだというのは、ちょっと個人的にすごく感じる場所です。

実際、その北海道でつくられてる、農協に入らずに自分たちはこういうふうにして生産していったという団体の方とも仲よくさせていただいております。その方たちの話を聞くと、さっきのカボチャの話ではないですけども、うちはこういうふうにして生産するんだよ、だからいいんだよ、だからこっちの方がいいんだよということをすごく熱く語られる方が多いです。そういう方たちの方が農業ばかというか、本当に農業を好きで、花が好きで、花を生産することが大好きでつくられている方なんじゃないかなというのは、すごく熱く感じます。

あと、2ページ目をちょっと目にしたんですけど、イネについてというところがちょっと目に入りましたので、イネのDNAマーカー、これちょっと僕の全然無知な部分ではあるんですけども、実はうちの5代前のおじいさんが関取米というお米を発明して、パリ万博にも出展したことがあるおじいさんで、全国的に普及させたことがあるんですけども、そのころは特許とかなかったと思うんですね。うち、おやじにも聞いたことあるんですけども、どうして特許をとっていなかったんだらうねといったら、その時代なかったからだよ、あったら今ごろよかったのにねという話はしたことがあったんですけども、そういう昔のお米も、今もどこかではつくられているとは思いますが、もう多分、本当の原種ではないんだらうねという話はしていたんですね。そういう部分で、これから特許をとっていくというふうなことを書いてあるんですけども、出願とかいろいろ書いてあるんですけども、そういう昔のお米に対してどういうふうになるんだらうなというのは、すごく個人的な疑問で感じる部分です。

林座長 最後の品種のことについて、佐々木審議官からお話しいただけますか。

生産局 技術会議かもしれませんが、品種については、昔の品種はもう皆さんがつくってしまっているものということで、新たに知的財産をとることは難しいというふうに思っています。ですから、それはそれでみんながつくれる、昔からの知的財産を

みんなで共有しましょうという態度、そういう姿勢になるのかなというふうに思っております。ですから、遺伝資源としては、例えば農業生物資源研究所にそういう昔の品種はずらっと保存をされておりますので、有効に使っていただくのがいいのかなということでもあります。

林座長 それでよろしいですか。

それと最初におっしゃったことは、確かに 1,000 人の専門家といいますか、知的財産保護のための指導的人材をこれから育成されると、大変なことだと思うんですが、この専門家会議の本日新たに新任された奥山委員、日本弁理士会で 7,000 人の方がおられるということですので大変心強いわけです。それから、きょうまた新任になりました福良委員も、この J E T R O で随分、海外支援を担ってこられたわけです。海外での企業支援を担ってこられまして、それから野村委員はきょうお休みですけども、福岡県の先進的な事例を持っておられます。新たにこういう方々に専門家会議に参加していただきましたので、1,000 人の人材を育成する件につきましてもぜひ今日の会議を踏まえて、委員の皆様からいただきました的確かつ具体的なご意見を事務局として生かしていただければ大変ありがたく思います。

時間になりましたので、そろそろきょうのところは終わりたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局にお返しいたします。

松原参事官 皆さま、どうもありがとうございました。

それでは最後に、閉会に当たりまして内藤総括審議官から閉会のごあいさつを申し上げます。

内藤総括審議官 きょうは大変お忙しい中、また長い間、貴重なご意見、ご指摘を頂きまして、ありがとうございます。

また、本日は新委員としまして、日本弁理士会から奥山委員、それから福岡県から野村委員代理、それから J E T R O から福良委員にも参加いただきました。ありがとうございます。

話にもいろいろございましたけれども、まだこの知的財産の、我々の分野における活用をどういうふうにしていくかについては、まだ緒についたばかりでございます。

本日もいろいろなご意見をお伺いしました。まず権利化できるものでございます。権利化できるものを 1 つとってみましても、これを積極的に活用していくということもあ

りますれば、防衛的に対応していくということもございます。地域団体商標も、実はかなり防衛的に、ほかの人にとられると困るということととっているという分野がございます。これを我々は地域ブランド化ということにどうやって結びつけていくのかということがまだまだ残された課題でございます。さらに、権利化できないものの分野もいろいろあるわけでございますけれども、かつてのノウハウあるいは地域資源、こういったものを知的財産としてとらえるということが、関係者の方々の誇りにもつながりますし、地域活性化につなげていくための財産であるといえますか、価値を生んでいくということの発想になると思っております。ですから、そういった権利化できないものも知的財産としてとらえて、それを経済的価値に変えていくという動きに結びつけていきたいというふうに思っているわけでございます。

いろいろご意見、ご指摘を受けました。私ども、言いわけではなくて、それを前向きにとらえて何とか農業の活性化、地域の活性化に活かして、そして地域の方々に経済的な価値、利益、誇りというものをもたらしていけるように努力していきたいと思っております。引き続き様々なご意見、ご指摘をお伺いできれば幸いに思っております。

今後ともよろしくお願いいたします。

松原参事官 それでは、これで第3回専門家会議を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

午後5時03分 閉会